

平成十九年六月十五日受領
答弁第三四四号

内閣衆質一六六第三四四号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出地方ローカル局の地上波デジタル放送への移行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出地方ローカル局の地上波デジタル放送への移行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、地上デジタル推進全国会議が平成十八年十二月一日に公表した中継局ロードマップ（放送事業者のデジタルテレビジョン放送局等の置局計画。以下「ロードマップ」という。）によれば、日本放送協会（以下「協会」という。）においては三百八十局（総合放送百九十局、教育放送百九十局）、北海道放送株式会社においては百六十四局、札幌テレビ放送株式会社においては百六十四局、北海道文化放送株式会社においては百六十四局、北海道テレビ放送株式会社においては百六十四局、株式会社テレビ北海道においては百局のデジタルテレビジョン放送局の整備が必要であると承知している。

二について

北海道内民間放送事業者五社各々の施設整備費用は、民間企業の投資計画という経営に関することであり、答弁を差し控えたい。

協会については、北海道内についての施設整備費用は把握していないが、全国で約三千八百五十億円を

見込んでいるものと承知している。

三について

平成十八年度末時点で、御指摘の施設整備の各局ごとの進捗状況は、協会においては二局（総合放送一局、教育放送一局）、北海道放送株式会社においては一局、札幌テレビ放送株式会社においては一局、北海道文化放送株式会社においては一局、北海道テレビ放送株式会社においては一局、株式会社テレビ北海道においては一局が整備されていると承知している。

協会及び民間放送事業者五社の施設整備に要した経費の実績については、把握していない。

また、これらに対し、これまで国の財政支援は行われていない。

四について

ロードマップは、年度ごとではなく暦年での計画を提示しており、これによれば、各局ごと、各年ごとの施設整備概要は、協会においては平成十九年三十二局（総合放送十六局、教育放送十六局）、平成二十年五十四局（総合放送二十七局、教育放送二十七局）、平成二十一年百八局（総合放送五十四局、教育放送五十四局）、平成二十二年百八十四局（総合放送九十二局、教育放送九十二局）、北海道放送株式会社

においては平成十九年十三局、平成二十年十九局、平成二十一年二十二局、平成二十二年七局及び整備計画年が明らかになつていない中継局百二局、札幌テレビ放送株式会社においては平成十九年十三局、平成二十年十九局、平成二十一年二十二局、平成二十二年七局及び整備計画年が明らかになつていない中継局百二局、北海道文化放送株式会社においては平成十九年十三局、平成二十年十九局、平成二十一年二十二局、平成二十二年七局及び整備計画年が明らかになつていない中継局百二局、北海道テレビ放送株式会社においては平成十九年十三局、平成二十年十九局、平成二十一年二十二局、平成二十二年七局及び整備計画年が明らかになつていない中継局百二局、株式会社テレビ北海道においては平成十九年九局、平成二十年十二局、平成二十一年七局、平成二十二年六局及び整備計画年が明らかになつていない中継局六十五局と承知している。

民間放送事業者五社各々の必要経費については、民間企業の投資計画という経営に関することであり、答弁を差し控えたい。

協会については、北海道内についての投資計画は把握していないが、全国で平成十九年度以降の整備経費として約千七百五十億円を見込んでいるものと承知している。

五について

平成十九年度においては、民間放送事業者のデジタル化設備投資に係る国税（法人税）の特例措置（特別償却）及び地方税（固定資産税、不動産取得税）の特例措置（課税標準）等のほか、デジタル中継局に
関し、ロードマップにおいて整備計画年が明らかになっていない中継局であつて民間放送事業者の自助努力では整備が期待できない中継局を、市町村又は第三セクター法人が地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し整備することを可能としている。なお、協会のデジタル中継局設備に係る財政支援は行っていない。

平成二十年度以降の財政支援については、次期概算要求に向けて検討中であり、決まっていない。